

報道関係者 各位

令和3年10月13日発表

【照会先】

奈良労働局 労働基準部 監督課

監督課長 尾形 賢一

主任監察官 木村 聖

(直通電話) 0742-32-0204

11月は「過労死等防止啓発月間」です。

～ 過労死等防止対策推進シンポジウムや過重労働解消キャンペーンなどを実施 ～

厚生労働省では、11月を「過労死等防止啓発月間」と定め、過労死等をなくすためにシンポジウムやキャンペーンなどの取組を行います。この月間は「過労死等防止対策推進法」に基づくもので、過労死等を防止することの重要性について国民の自覚を促し、関心と理解を深めるため、毎年11月に実施しています。

月間中、奈良労働局（局長 鈴木 伸宏）では、「過労死等防止対策推進シンポジウム」を行うほか、「過重労働解消キャンペーン」として、奈良県内の使用者団体や労働団体に対し、協力を要請するとともに、管下労働基準監督署では、長時間労働の削減や賃金不払残業などの解消に向けた重点的な監督指導などを行うこととしています。

「過労死等」とは、業務における過重な負荷による脳血管疾患もしくは心臓疾患を原因とする死亡、もしくは業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡またはこれらの脳血管疾患、心臓疾患、精神障害をいいます。

《過労死等防止対策推進シンポジウム（奈良会場）》

過労死等の防止のための活動を行う民間団体と連携して、シンポジウムを開催します（無料でどなたでも参加できます。）

開催日：11月16日（火）13時30分から15時40分（受付13時から）

開催場所：奈良県文化会館 小ホール（奈良市登大路町6-2）

[参加申込方法] 事前に下記ホームページからお申込みください。

<https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo/>

《過重労働解消キャンペーン》（裏面を参照）

- 1 労使の主体的な取組を促します
- 2 重点監督を実施します
- 3 過重労働相談受付集中週間及び特別労働相談受付日を設定します
- 4 「過重労働解消のためのセミナー」を開催します

[過重労働解消キャンペーン特設ページ]

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/roudoukijun/campaign.html>

令和3年度「過重労働解消キャンペーン」の概要

実施期間 令和3年11月1日(月)から11月30日(火)までの1か月

取組内容

1 労使の自主的な取組を促します

キャンペーンの実施に先立ち、使用者団体や労働組合に対し、奈良労働局長名による協力要請を行います。

2 重点監督を実施します

長時間労働が疑われる事業場や、長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場などへ、重点的な監督指導を行います。

3 過重労働相談受付集中週間及び特別労働相談受付日を設定します

過重労働相談受付集中週間

10月31日(日)から11月6日(土)を過重労働相談受付集中週間とし、奈良労働局・労働基準監督署等の相談窓口において、労働相談と労働基準関係法令違反が疑われる事業場の情報を積極的に受け付けます。

特別労働相談受付日

11月6日(土)を特別労働相談受付日とし、「過重労働解消相談ダイヤル」を設置し、特別労働相談を実施します。

《過重労働解消相談ダイヤル》

電話番号：0120-794-713なくしましよ う 長い 残業(フリーダイヤル)

実施日時：令和3年11月6日(土)9:00~17:00

都道府県労働局の担当官が、相談に対する指導・助言を行います。

4 「過重労働解消のためのセミナー」を開催します

企業における自主的な過重労働防止対策を推進することを目的として、10月から12月を中心に、会場又はオンライン開催により「過重労働解消のためのセミナー」(委託事業)を実施します。(詳細は下記HPをご覧ください。)

[専用ホームページ]

<https://kajyu-kaisyuu-lec.com>

関係資料を添付しております。

- 「目指すゴールは、過重労働ゼロ。」
- 「過労死等防止対策推進シンポジウム 奈良会場」
- 「過重労働解消のためのセミナー」
- 「奈良働き方改革推進支援センター」
- 「11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間です」